

平成22年4月1日より自動車重量税の税率が以下のとおり変更になります。

- ・ 平成22年4月1日からの新しい自動車重量税税率表
- ・ 個別の車両についての税額の確認手順

※平成21年4月から実施されている環境性能に優れた自動車に対する自動車重量税等の
減免についてはこちら

平成22年4月1日からの新しい自動車重量税税率表(軽自動車)

検査対象軽自動車(二輪を除く)

	3年自家用			2年自家用						2年事業用						
	エコカー減免適用			エコカー減免適用なし	エコカー減免適用			エコカー減免適用なし			エコカー減免適用			エコカー減免適用なし		
	免税	75%減	50%減	免税	75%減	50%減	次世代	減免なし	18年経過	免税	75%減	50%減	次世代	減免なし	18年経過	
	免税	2,800	5,700	11,400	免税	1,900	3,800	5,000	7,600	8,800	免税	1,300	2,700	5,000	5,400	5,600

【参考】

エコカー減税車に係る自動車重量税の税額算出方法

租税特別措置法第90条の11の規定により計算した金額に減税する率を減じた率を乗じ、百円未満の端数を切り捨てる。

(例)事業用について75%軽減の適用を受けて新車新規検査(2年)を受けるときの納税額

$$\begin{array}{rcl}
 \text{(減免なし)} & \text{(軽減率)} & \\
 5,400 & \times & (100\% - 75\%) = 1,350 \Rightarrow 1,300(\text{円})
 \end{array}$$

個別の車両についての自動車重量税額の確認手順

